平成２２年（フ）第５３４号
静岡県熱海市緑ガ丘町29番６号
債務者　岩本　静司
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
静岡県熱海市緑ガ丘町29番６号
債務者　岩本　栄子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
静岡県沼津市御幸町24番19号　サンライズミユキ301
債務者　加藤みどり
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
静岡県沼津市原1184番地の12
債務者　鈴木　三幸
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
静岡県御殿場市神山1110番地の18
債務者　茅間　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５８６号
静岡県沼津市大岡777番地の９
債務者　西村　喜大
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
静岡県沼津市旭町30番地の１　エンゼルハイム旭町304号
債務者　遠藤　洋孝
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
静岡県三島市徳倉２丁目26番６号
債務者　勝又　眞子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３６号
名古屋市西区名西２丁目29番14号　ドミール名西101号
債務者　岩下　政勝
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８８号
名古屋市熱田区二番２丁目６番１号
債務者　今峰　順一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番３―610号県営苅安賀住宅
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９０８号
愛知県西尾市巨海町森越59番地１　エクセル森越302号室
債務者　月野美香子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
滋賀県長浜市南小足町334番地33
債務者　宇佐美恵介
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第２１５９号
京都市中京区壬生馬場町19番地３　デトムワン605号
債務者　山田　一興
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８７号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1892番地
債務者　尾曲　数弥（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９０１号
神奈川県小田原市前川463番地の７
債務者　石塚　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９２８号
神奈川県秦野市曽屋727番地の６　富士見台ハイツ１の３
債務者　油井　伸一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部